

Title	NEDO知財マネジメント基本方針適用事例についての報告
Author(s)	中原, 麻希; 貞光, 大樹; 鈴木, 俊吾
Citation	年次学術大会講演要旨集, 31: 316-319
Issue Date	2016-11-05
Type	Conference Paper
Text version	publisher
URL	<a href="http://hdl.handle.net/10119/13993">http://hdl.handle.net/10119/13993</a>
Rights	本著作物は研究・イノベーション学会の許可のもとに掲載するものです。This material is posted here with permission of the Japan Society for Research Policy and Innovation Management.
Description	一般講演要旨

## N E D O知財マネジメント基本方針適用事例についての報告

○中原 麻希, 貞光 大樹, 鈴木 俊吾 (N E D O)

(はじめに)

国が民間企業等に委託した研究開発事業において得られた特許権等の知的財産権は、平成11年に施行された産業活力再生特別措置法第30条により、研究開発を受託した者に知的財産権を帰属させることが可能となり、平成19年には産業技術力強化法第19条に移管され、恒久措置化されている(以下「日本版バイ・ドール制度」という)。

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(以下「N E D O」という)は、平成11年より日本版バイ・ドール制度を適用し、プロジェクト参加者に知的財産権を帰属する運用を通してプロジェクト終了後等の実用化に向けて支援してきた。

一方でN E D Oのプロジェクトには、産官学の様々な参加者がおり、参加者によって成果である知的財産(技術情報やノウハウも含む)についての考え方は異なる。そのため、N E D Oはプロジェクト開始時に、プロジェクトの目的と共に成果である知的財産の取り扱いについて、プロジェクト参加者間で一定の合意の上で開始することが重要と考え、「N E D Oプロジェクトにおける知財マネジメント基本方針」(以下「N E D O知財方針」という)<sup>1)</sup>を策定し、平成25年開始の委託の研究開発プロジェクトから適用している。本講演では、N E D O知財方針の適用事例を報告し、現在のN E D Oの知財マネジメントの一端を紹介する。

(N E D O知財方針とは)

N E D O知財方針は、平成22年12月に第1版が策定され、現在まで3度の改訂を経て運用しているが、その内容については策定期間により大きく2つに分けることができる。平成24年12月改訂の第2版までと、経済産業省が平成27年5月に「委託研究開発における知的財産マネジメントに関する運用ガイドライン」(以下「M E T Iガイドライン」という)<sup>2)</sup>を策定したことを受け、平成27年7月公募開始以降のプロジェクトから適用し現在に至る第3版(平成27年6月改訂)、第4版(平成27年9月改訂)である。N E D O知財方針の適用は、大きく分けると平成25年開始から平成27年6月公募開始までは第2版を適用、それ以降の開始は第3版、4版を適用している(表1参照)。平成28年8月1日現在、第2版が適用されたプロジェクト数は36プロジェクト、第3版以降は31プロジェクトである(どちらも公募単位で集計)。

(N E D O知財方針の内容について)

N E D Oは、N E D O知財方針においてプロジェクト参加者に以下2点を求めている。

- 1) 知的財産の取り扱いに関する合意書(以下「知財合意書」という)の策定
- 2) 知的財産マネジメントの実施体制(以下「知財運営委員会」という)の整備

ここに、N E D O知財方針第2版とM E T Iガイドラインを受け改訂した第4版の内容を示す(表2参

照)。

表1. NEDO知財方針の改訂とプロジェクト適用の流れ

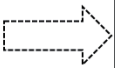
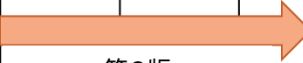

平成	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
NEDO知財方針	12月策定 (第1版)		12月改訂 (第2版)			(・5月:METIガイド ライン策定)  ・6月改訂(第3版) ←METIガイドライン 策定を受け  ・9月改訂(第4版) ←約款改訂に合わ せて	
プロジェクト適用		 (第1版試行)		 第2版 (25年~27年6月公募開始)		 第3版・第4版 (27年7月公募開始~)	

表2. NEDO知財方針の内容

	NEDO知財方針第2版	METIガイドライン	NEDO知財方針第4版
知財合意書で定める こと	<ul style="list-style-type: none"> <li>・知財マネジメント実施体制の整備 (<b>知財提案</b>/知財合意書/知財運営委員会)</li> <li>・秘密保持</li> <li>・FIPの帰属・実施</li> <li>・知的財産権(BIP含む)の実施許諾</li> <li>・<b>不実施補償</b></li> <li>・FIPの移転先への義務の承継 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・知財マネジメント実施体制の整備 (知財合意書/知財運営委員会)</li> <li>・秘密保持</li> <li>・FIPの帰属・実施</li> <li>・知的財産権(BIP含む)の実施許諾</li> <li>・原則外国出願</li> <li>・FIPの移転先への義務の承継 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・知財マネジメント実施体制の整備 (知財合意書/知財運営委員会)</li> <li>・秘密保持</li> <li>・FIPの帰属・実施</li> <li>・知的財産権(BIP含む)の実施許諾</li> <li>・原則外国出願</li> <li>・<b>不実施補償</b></li> <li>・FIPの移転先への義務の承継 等</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・未利用成果の活用</li> <li>・バイドール調査の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・バイドール条項の適用</li> <li>・第三者によるプロジェクト参加者の合 併・買収への対応</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・未利用成果の活用</li> <li>・バイドール調査の実施</li> <li>・バイドール条項の適用</li> <li>・プロジェクト参加者のFIPの移転の 対応</li> </ul>
知財合意書作成期限	プロジェクト開始から原則1年以内	原則プロジェクト開始まで	原則プロジェクト開始まで
プロジェクト毎に最適 な知財マネジメントの 実施	・知財方針第2版 (不足分は別紙で提示)	・プロジェクトごとに策定	・ <b>知財方針第4版</b> もしくは ・ <b>プロジェクトごとに策定</b>

NEDO知財方針第2版は、公募時に、プロジェクト参加者の知的財産の意識向上を図ることを目的とした知財提案の提出を求めている。また、知財合意書の作成は遅くともプロジェクト開始後1年以内の締結としていた。

しかし、NEDO知財方針第3版になると、公募時にNEDOが最適な知財方針を提示する方針に変わったこと、知財合意書の作成が「原則プロジェクト開始まで」となったため、知財提案の提出は求めないことにし、公募時に知財方針の理解を促し採択後すぐに知財合意書の作成を進めてもらう運用に変更した。

一方、NEDOは知財方針第3版への改訂時、今までの知見から重要な項目については知財方針に残した。代表的なものが不実施補償である。NEDOは、自ら実施できない不実施機関が共有権者となる場合について、不実施機関に実施能力がないことを根拠とした補償の取扱いについてその基本的な考えを知財方針で定めた。不実施補償については、特に知財合意書の作成が難航する事案の一つであるため、NEDOは参加者間で合意が難しい場合は、知財方針に沿った内容で合意するように調整している。

(プロジェクトごとに最適な知財マネジメントの実施について)

MET Iガイドラインが策定されたことで大きく変わった点の一つが、プロジェクトに適した知財方針を提示するという点である。現在、NEDO知財方針第4版の提示か、もしくはプロジェクトごとに策定し提示、の2通りで運用している(表2参照)。

平成28年8月1日現在、NEDO知財方針の第3版以降が適用された31プロジェクトのうち、プロジェクトごとに知財方針を策定したものは11プロジェクトである(公募単位で集計)。

この11プロジェクトの知財方針の内容を検討してみると、代表的なものとして以下の3つのタイプが見られる。プロジェクトの拠点機関にプロジェクトの成果を集約するもの(以下「Type A」という)、プロジェクトの研究テーマの成果を別の研究テーマに活用するもの(以下「Type B」という)、そして、後継プロジェクトへの成果の活用(以下「Type C」という)である(図1参照)。

次に、3タイプの適用事例を報告する。

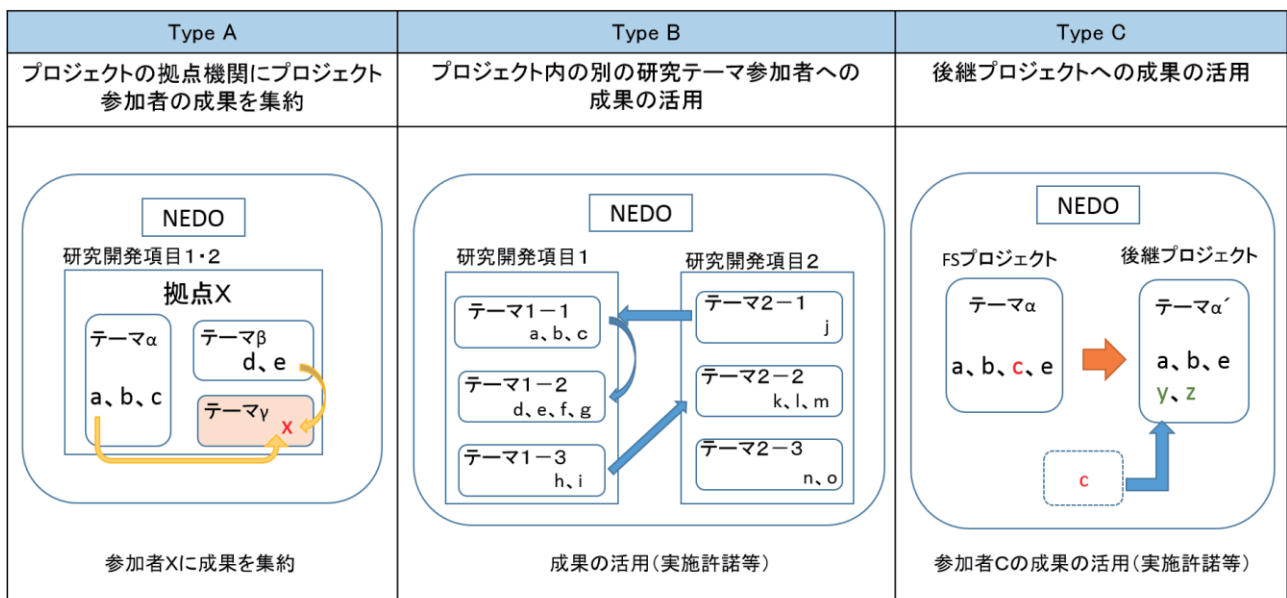


図1. 知財方針の適用パターン

(知財方針を策定したプロジェクトの適用事例の紹介)

◇Type A : プロジェクト成果の拠点集約事例

プロジェクト成果の強化や、プロジェクト終了後に成果が広く活用されることを目的として、プロジェクト成果を一時的もしくは継続的に集約するプロジェクトがある。このうち、以下に紹介する事例は、プロジェクト成果の強化を目的とし、成果を一時的に拠点に集約するものである。

プロジェクトXは、NEDOで行ってきた基礎研究プロジェクトの成果を実用化に繋げるための後継プロジェクトである。基礎研究プロジェクトは、NEDO知財方針の適用前であったが、産官学の英知を結集しプロジェクトの拠点機関に集まり新技術を開発する特性から、知的財産等の取り扱いを定める重要性を参加者は認識しており、独自の知財ルールを策定しマネジメントを行っていた。NEDOでは、プロジェクトXを立ち上げるに際し、基礎研究プロジェクトの知財ルールの課題を洗い出し、プロジェクトXの知財方針でその課題を解決する内容を盛り込んだ。

基礎研究プロジェクトの知財ルールの課題は、出向元が異なる研究員が存在する中でのオープンな議論ができる環境作りと、プロジェクト全体で革新的な知的財産を生み出す仕組みの構築であった。そこで、プロジェクトXでは、研究開発期間においては知的財産を拠点に一時的に集約し、プロジェ

クト参加者が活発に議論できる環境を整えるとともに、知財運営委員会の傘下に知的財産や技術の専門家からなる組織を置き、日常的に知的財産の強化に取り組むという仕組みを構築した。

#### ◇Type B：プロジェクト内の別の研究テーマ参加者への成果の活用事例

プロジェクトYは、研究開発項目が複数あり、研究開発項目ごとにそれぞれ単独から複数の参加者で構成された幾つかの研究テーマが存在している（図1参照）。各研究テーマで得られた成果を同じ研究開発項目の別のテーマ参加者、並びに別の研究開発項目に参加している参加者への活用を担保することで、プロジェクト全体の成果の最大化を図ることを目的とした（これをテーマ間連携という）。知財方針では、プロジェクトで得られたフォアグラウンドIPのテーマ間連携については、プロジェクトリーダーの推奨に基づき要請があった場合は原則応じることと定めた。

テーマ間連携については、採択された後では各参加者の事情により合意が難航する可能性もあるため、知財方針を提示し、内容を理解の上参加してもらうことがその後のスムーズな知財マネジメントを行うために有効と考えた。

#### ◇Type C：後継プロジェクトへの成果の活用事例

プロジェクトZは後継プロジェクトの立ち上げを目的とした先導研究プロジェクトである。そこで先導研究で得た成果を後継プロジェクトで活用できることを担保するため、「プロジェクト成果の後継プロジェクトへの活用」を示し、NEDOが求めた際はフォアグラウンドIPを後継プロジェクト参加者に実施許諾することを知財方針で定めた。例えば、後継プロジェクトに参加しない先導研究参加者の成果であっても、必要と判断されれば活用できる仕組みを構築しておくことが重要と考えた（図1参照）。

#### （まとめ）

本講演では、NEDO知財方針の内容と、最近のプロジェクトの適用事例を報告した。知的財産は、プロジェクト成果の実用化の鍵を握るため、プロジェクトに適した知財方針を公募時に提示し知財マネジメントを行うことはその後のプロジェクトの推進に重要と考える。

また、今回報告した適用事例を鑑みても、適切な知財マネジメントを推進するためには、NEDOとプロジェクト参加者の双方に、実用化に向けた出口戦略が共有されていることが重要と感じた。

今後も引き続きNEDO知財方針の適用を通して知見を増やし、プロジェクトに最適な知財マネジメントの運用に努めていきたい。

#### （参考文献）

- 1) NEDO「NEDOプロジェクトにおける知財マネジメント基本方針について」  
<[http://www.nedo.go.jp/jyouhoukoukai/other\\_CA\\_00002.html](http://www.nedo.go.jp/jyouhoukoukai/other_CA_00002.html)>（平成28年9月現在）
- 2) 経済産業省「委託研究開発における知的財産マネジメントに関する運用ガイドラインを策定しました」<<http://www.meti.go.jp/press/2015/05/20150515002/20150515002.html>>（平成28年9月現在）